

# 橿原市 事業者支援ガイドブック



橿原市 魅力創造部 地域振興課



橿原市公式ホームページ

こちらのページで、本ガイドブックの最新版と、事業者支援に関する最新情報をお届けしています。

## 改訂履歴

番号	発行日	改定内容
R5 初版	R6/2/9	－
第 2 版	R6/2/15	本書の使い方について、説明を追記しました。
第 3 版	R6/4/30	令和 6 年 4 月 30 日現在の情報にて更新しました。

# 「橿原市事業者支援ガイドブック」について

---

## はじめに

新型コロナウイルス感染症については感染症法での位置付けが5類に移行しましたが、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇などの社会情勢への対応が求められるなど、事業者は依然として難しい経営のかじ取りが求められています。

その一方で、こうした状況下にある事業者を支援するため、国や地方自治体などの公的機関による様々な支援策が用意されていますが、自身の経営課題に合った施策を見つけやすい環境整備が求められていました。

本書は、橿原市のみでなく国や県等の施策についても分類・掲載し、必要な支援について確認できるようガイドブックとしてまとめたものです。困難に立ち向かう事業者はもちろん、支援機関や関係者の方々にもご活用いただければ嬉しく思います。

2024年2月9日

地域振興課



# ■ 施策タイプから調べる

<b>A 補助金・助成金</b> .....	<b>1</b>
【国】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉 .....	2
【国】IT 導入補助金.....	2
【国】高度安全機械等導入支援補助金 .....	3
【国】事業再構築補助金 .....	3
【国】ものづくり補助金 .....	4
【国】事業承継・引継ぎ補助金 .....	5
【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ.....	5
【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金 .....	6
【国】[厚労省]業務改善助成金.....	7
【国】[厚労省]雇用関係助成金.....	8
【国】[厚労省]キャリアアップ助成金 .....	8
【国】[厚労省]受動喫煙防止対策助成金 .....	9
【国】[経産省]副業・兼業支援補助金 .....	10
【国】[こども家庭庁]くるみん助成金.....	10
【公財】新技術開発助成 .....	11
【独行】65 歳超雇用推進助成金 .....	11
【県】宿泊施設立地促進事業補助金.....	12
【県】奈良県起業家支援事業費補助金 .....	12
【県】中小企業地域資源活用等促進事業助成金 .....	13
【市】スタートアップ補助金.....	13
【市】企業立地奨励金 .....	14
<b>B 税制支援</b> .....	<b>15</b>
【国】法人設立時の登録免許税軽減 .....	16

【国】法人税における中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 .....	16
【国】法人税における試験研究費の税額控除制度（特別・一般・中小企業技術基盤強化税制） .....	17
【国】事業承継税制.....	17
【国】青色申告の中小企業者向け貸上げ促進税制 .....	18
【県】宿泊施設充実のための優遇税制（不動産取得税と事業税の不均一課税） .....	18
【県】地域未来投資促進法に基づく優遇税制（法人税等の課税特例と不動産取得税の課税免除） ..	19
【市】先端設備等導入計画.....	19

## C 融資（資金繰り） ..... 20

【国】公庫創業支援貸付利率特例制度 .....	21
【県】創業支援資金.....	21
【市】創業支援融資.....	22
【市】特別小口、緊急融資 .....	22
【市】特定創業支援等事業 .....	23
資本性劣後ローン.....	23
事業承継保証制度・事業承継支援資金 .....	24
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資 .....	24

## D 相談・アドバイス ..... 26

JETRO .....	27
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点 .....	27
奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援） .....	28
【国】中小企業庁による事業承継ガイドライン .....	28

## E セミナー・講義・研修 ..... 29

かしはら創業塾 .....	30
夢をかなえる土曜塾.....	30
各種セミナー .....	31

<b>F その他支援策</b> .....	<b>32</b>
【国】ここからアプリ .....	33
【県】県有資産の低額貸与（県施設を事務所利用） .....	33
【県】まほろばチャレンジリーグ募集 .....	33
【市】ふるさと納税返礼品登録 .....	34
知的財産権保護（商標登録） .....	34
各種商談会や即売会などの販路拡大イベント .....	35

# ■ 事業フェーズから調べる

## 1 創業前

【市】スタートアップ補助金.....	13
【国】法人設立時の登録免許税軽減.....	16
【国】公庫創業支援貸付利率特例制度.....	21
【県】創業支援資金.....	21
【市】創業支援融資.....	22
【市】特定創業支援等事業.....	23
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資.....	24
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点.....	27
かしはら創業塾.....	30
夢をかなえる土曜塾.....	30
各種セミナー.....	31
【国】ここからアプリ.....	33
【県】県有資産の低額貸与（県施設を事務所利用）.....	33

## 2 創業間もない

【国】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉.....	2
【県】奈良県起業家支援事業費補助金.....	12
【県】中小企業地域資源活用等促進事業助成金.....	13
【国】公庫創業支援貸付利率特例制度.....	21
【県】創業支援資金.....	21
【市】特別小口、緊急融資.....	22
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資.....	24
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点.....	27



かしはら創業塾 .....	30
夢をかなえる土曜塾 .....	30
各種セミナー .....	31
【国】ここからアプリ .....	33
【市】ふるさと納税返礼品登録 .....	34
知的財産権保護（商標登録） .....	34
各種商談会や即売会などの販路拡大イベント .....	35

### 3 設備投資したい

【国】IT 導入補助金 .....	2
【国】高度安全機械等導入支援補助金 .....	3
【公財】新技術開発助成 .....	11
【国】法人税における中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 .....	16
【市】先端設備等導入計画 .....	19
【国】公庫創業支援貸付利率特例制度 .....	21
【市】特別小口、緊急融資 .....	22
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資 .....	24
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点 .....	27

### 4 業務改善・経営革新したい

【国】IT 導入補助金 .....	2
【国】事業再構築補助金 .....	3
【国】ものづくり補助金 .....	4
【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ .....	5
【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金 .....	6
【国】[厚労省]業務改善助成金 .....	7

【国】法人税における試験研究費の税額控除制度（特別・一般・中小企業技術基盤強化税制）	17
【市】特別小口、緊急融資	22
資本性劣後ローン	23
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資	24
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点	27

## 5 事業拡大・販路拡大したい

【国】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉	2
【市】特別小口、緊急融資	22
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資	24
JETRO	27
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点	27

## 6 新規立地したい

【県】宿泊施設立地促進事業補助金	12
【県】奈良県起業家支援事業費補助金	12
【市】スタートアップ補助金	13
【市】企業立地奨励金	14
【県】宿泊施設充実のための優遇税制（不動産取得税と事業税の不均一課税）	18
【県】地域未来投資促進法に基づく優遇税制（法人税等の課税特例と不動産取得税の課税免除）	19
【市】先端設備等導入計画	19
【市】特別小口、緊急融資	22
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資	24

## 7 事業承継・廃業したい

【国】事業承継・引継ぎ補助金	5
【国】事業承継税制	17

事業承継保証制度・事業承継支援資金 .....	24
奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援） .....	28
【国】中小企業庁による事業承継ガイドライン .....	28

## 8 雇用したい・雇用改善したい

【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ .....	5
【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金 .....	6
【国】[厚労省]業務改善助成金 .....	7
【国】[厚労省]雇用関係助成金 .....	8
【国】[厚労省]キャリアアップ助成金 .....	8
【国】[経産省]副業・兼業支援補助金 .....	10
【国】[こども家庭庁]くるみん助成金 .....	10
【独行】65歳超雇用推進助成金 .....	11
【国】青色申告の中小企業者向け賃上げ促進税制 .....	18
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点 .....	27



A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## A 補助金・助成金

## 【国】小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助するものです。

補助率、補助上限額等は以下のとおりです。

(※R5.11.10 時点の情報です)

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は 3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円を上記に上乘せ(免税事業者がインボイス発行事業者への転換に対して)				

公募スケジュールや応募方法等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://s23.jizokukahojokin.info>



**問合せ** 商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局  
☎03-4330-3480 (9:00~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

## 【国】IT 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。

補助額は申請の種類によって異なりますが、通常枠の場合 5万円~最大 450万円が補助されます。

**活用例**

- 通常枠 (A・B 類型)
  - ・経理業務効率化のため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入
  - ・労務管理効率化のため勤怠管理ツールを導入
- デジタル化基盤導入枠
  - ・インボイス制度に対応した決済ソフトと、操作用 PC 端末を導入

※他にも申請類型(申請枠)があります。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp>



**問合せ** IT 導入補助金 2023 後期事務局 コールセンター  
☎0570-666-376 (9:30~17:30) ※土日祝日、年末年始除く  
IP 電話等からはこちら 050-3133-3272

## 【国】高度安全機械等導入支援補助金

安全・安心な建設現場作業を応援することを目的として、所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。

補助額は1機あたり最大100万円が補助されます。また、同一申請者の年度内申請上限は500万円になります。

**活用例** 建設機械・クレーン等による労働災害を事業主として事前に防止する為、に建設機械等などに監視モニターなどの安全装置を新たに設置し、労働災害防止策を講じたい。

【参考】建設業における三大災害（墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、建設機械・クレーン等災害）

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



**問合せ** 建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター  
☎03-6275-1085（9:00～12:00、13:00～16:30）※土日祝日を除く

## 【国】事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する為、新分野展開、事業転換、又は事業再編などの思い切った事業再構築の意欲を有する方の挑戦を支援する為の補助制度です。

補助額は1機あたり最大100万円が補助されます。また、同一申請者の年度内申請上限は500万円になります。

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生 応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠 (エントリー) (スタンダード)	サプライチェーン 強化枠
補助率	3/4	2/3 (一部 3/4)	2/3	1/2 (大規模 賃上げ 2/3)	1/2 (大規模賃上げ 2/3)	1/2
補助 上限	最大 1,500万 円	最大 3,000万 円	最大 7,000万 円	最大 7,000万 円	8,000万円から 1億5,000万円	最大5億円
その他	業況が厳しい事業者向け			補助率引上のケース有り		

**活用例** ・アパレルショップを経営していたが、コロナの影響により実店舗の売上げが減少したので、ECサイトや注文管理システムを構築し、ネット販売を新たに開始したい。(小売業)

- ・レストランを経営していたところ、コロナの影響により来客数が大幅に減少したので、店舗の一部を縮小し、非対面式の注文システムを活用したテイクアウト販売を新たに開始したい。(飲食業)
- ・金属加工業を展開していたが、コロナの影響により自動車部品の需要が減少したので、これまでの金属加工技術を応用し、新規事業として産業用ロボットの製造を開始したい。(製造業)

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp>



**問合せ** 事業再構築補助金 コールセンター

☎0570-012-088 (9:00~18:00) ※日祝日除く

IP 電話等からはこちら 03-4216-4080

### 【国】ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

補助上限及び補助率は以下のとおり、各申請枠により異なります。

類型	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠	グローバル市場開拓枠
補助率	1/2 (一部 2/3)	2/3	2/3	2/3	1/2 (一部 2/3)
補助上限	750万円～ 1,250万円	750万円～ 1,250万円	750万円～ 1,250万円	750万円～ 4,000万円	3,000万円
その他	大幅賃上げに係る補助上限割引上の特例有り。 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)				

**活用例**

- ・AIを導入した高精度な自立移動式無人搬送ロボットの試作品開発
- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会出展

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp>



**問合せ** ものづくり補助金事務局サポートセンター

☎050-8880-4053 (10:00~17:00) ※土日祝日及び 12/29~1/3 を除く



## 【国】事業承継・引継ぎ補助金

中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助する制度です。

補助上限及び補助率は以下のとおり、各申請枠により異なります。

類型	経営革新事業	専門家活用事業	廃業・再チャレンジ事業
補助率	1/2 (一部 2/3)	1/2 (一部 2/3)	1/2 (一部 2/3)
補助上限	最大 600 万円	最大 200 万円	最大 150 万円

### 活用例

- ・事業承継や M&A を契機として経営や事業を引き継いだ上で、新商品の開発など譲り受けた経営資源を活用して、経営革新に取り組みたい。（経営革新事業）
- ・後継者不在などの悩みごとに対して、土業専門家や金融機関などからの支援を受けて、経営資源の引継ぎに活用したい。（専門家活用事業）
- ・現在の事業を廃業し、新たに法人設立するなどの再チャレンジをしたい。（廃業・再チャレンジ事業）

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://jsh.go.jp/r5h/>



### 問合せ

事業承継・引継ぎ補助金問合せ先（経営革新事業）

☎ 050-3000-3550（10:00～12:00、13:00～17:00）※土日祝日を除く

事業承継・引継ぎ補助金問合せ先（専門家活用/廃業・再チャレンジ事業）

☎ 050-3000-3551（10:00～12:00、13:00～17:00）※土日祝日を除く

## 【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするための政策的なパッケージのことをいいます

	106 万円の壁に対して	130 万円の壁に対して
課題	年収 106 万円以上になることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。	年収 130 万円以上になることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。
具体の助成内容	パートやアルバイトで働く方の厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、キャリアアップ助成	パート・アルバイトで働く人が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的にあがったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き

	金「社会保険適用処理改善コース」にて労働者 1 人あたり最大 50 万円を支援します。	続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。
--	---	-------------------------

**活用例** ・賃上げによる基本給の増額により新たに社会保険に加入することになったパートに対して、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押ししたい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)



**問合せ** 年収の壁突破・総合相談窓口

☎0120-030-045 (8:30~18:15) ※土日祝日及び 12/29~1/3 を除く

## 【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

助成上限は以下のとおり、各申請枠により異なります。

コース名	概要	助成額上限
業種別課題対応コース	2024 年 4 月 1 日から建設業、運送業、病院等、砂糖製造業に時間外労働の上限規制が適用された中で、時間外労働の縮減、週休 2 日制の推進など働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するもの。	250 万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	生産性を向上させ、時間外労働の縮減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するもの。	200 万円
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業中小企業事業主を支援するもの。 ※勤務インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019 年 4 月から、制度の導入が努力義務化されました。	100 万円
団体推進コース	中小企業事業主の団体や、その連合団体が、その傘下の事業主の内、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善の為に、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するもの。	1000 万円

**活用例** ・積算業務を効率化し、労働時間を削減するために土木工事積算システムを導入したい。（建設業）  
・始業・就業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多いため、労務管理用のソフトウェアを導入したい。  
・インターバル制度を導入するために、外部の専門家によるコンサルティングを実施したい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2\\_free3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3)



**問合せ** 奈良労働局 総務部・雇用環境・均等部・労働基準部・職業安定部  
☎0742-32-0210（8:30～17:15）※土日祝日及び12/29～1/3を除く

## 【国】[厚労省]業務改善助成金

本助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、教育訓練等）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースにより違う）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。補助上限及び補助率は以下のとおり、各申請枠により異なります。

（例）事業場内の最低賃金の引き上げ額が30円以上の場合。※45円コース、60円コースなど他コース有り。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 ※右記以外の事業所	助成上限額 ※事業所規模30人未満の事業所
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上	120万円	130万円

**活用例** ・飲食店にて、セルフ式のテーブルオーダーシステムを導入し、なおかつ、事業場内の最低賃金を30円引上げる。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://pc.saiteichingin.info/>



**問合せ** 業務改善助成金コールセンター  
☎0120-366-440（8:30～17:15）※土日祝日及び12/29～1/3を除く

## 【国】[厚労省]雇用関係助成金

雇用関係助成金とは、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上に役立てるため、厚生労働省が所管する事業主向け助成金の総称です。

## 種類

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| A. 雇用維持関係の助成金        | B. 在籍型出向支援関係の助成金    |
| C. 再就職支援関係の助成金       | D. 転職・再就職拡大支援関係の助成金 |
| E. 雇入れ関係の助成金         | F. 雇用環境の整備関係等の助成金   |
| G. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金 | H. 人材開発関係の助成金       |

それぞれのタイプごとに、各種助成金と申請コースが多数用意されています。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

## 問合せ

助成金ごとにお問合せ窓口が異なりますので、こちらの厚生労働省のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)



## 【国】[厚労省]キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成上限は以下のとおり、各申請枠により異なります。

コース名	概要	助成額上限
正社員化コース	就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成するもの。	80万円
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成するもの。	120万円
賃金規定等改善コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合に助成するもの。	1人当たり 6.5万円
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成するもの。	60万円
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積み立てを実施した場合に助成するもの。	40万円
社会保険適用時処理改善コース	短時間労働者が新たに社会保険の被保険者となった際に、賃上げや労働時間延長等を行った場合に助成するもの。	50万円

## 活用例

・パートを正社員に転換したいが、正社員への転換規定が無い場合に、新たに就業規則等を改定し、正社員化を図っていきたい場合。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



## 問合せ

奈良労働局 助成金センター

☎0742-35-6336（8:30～17:15）※土日祝日及び12/29～1/3を除く

## 【国】[厚労省]受動喫煙防止対策助成金

職場での受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準をみたす喫煙専用室等の設置などにかかる工事費、備品費、機械装置費用などの費用の一部を支援する助成金になります。

助成対象	助成対象経費	補助概要
喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	左記の措置に係る工事費、設備費、備品費、機械装置費等	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2 (上限100万円)
指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)		

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



## 問合せ

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター

☎0742-32-0205（8:30～17:15）※土日祝日を除く

## 【国】[経産省]副業・兼業支援補助金

企業等が副業・兼業に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、その経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

コース名	対象の要件	対象経費	補助率	補助上限
副業・兼業 送り出し型	自社の従業員が他の企業等での就業を認めるための環境整備を行うもの。 ※詳細要件有。	①専門家経費 ②研修費 ③クラウドサービス利用費	2分の1 以内	1事業者あたり 100万円
副業・兼業 受け入れ型	他の企業等において雇用契約等に基づき就業している個人と自社の業務に就業させるもの。 ※詳細要件有。	①仲介サービス利用料 ②専門家経費 ③旅費 ④クラウドサービス利用料	2分の1 以内	1人あたり 50万円 1事業者あたり 250万円

**活用例** ・お菓子小売業を営んでおり、販路拡大を図るために新たにECサイトを新設したいが、サイト構築のノウハウが無いので、ITに長けた人材を受け入れて、サイト開発に協力してもらいたい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.fukugyo-kengyo-hojo.jp>



**問合せ** 副業・兼業支援補助事業 事務局

☎050-3504-6598 (9:00~18:00) ※土日祝日及び12/30~1/3を除く

## 【国】[こども家庭庁]くるみん助成金

労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るために、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」「くるみん認定プラス」「プラチナくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を取得し、子ども・子育て支援を積極的に取りこんでいる中小企業主が、その雇用環境の整備を行う際の助成金です。

**活用例** ・プラチナくるみん認定を受けたが、各種費用がかかるために助成が欲しい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://kuruminjosei.jp/index.html>



**問合せ** 一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局

☎03-6453-7020 (9:30~17:00) ※平日 12:00~13:00、土日祝日及び年末年始を除く



## 【公財】新技術開発助成

広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的としています。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

企業の要件	対象経費	助成金
①資本金 3 億円以下または従業員 300 名以下で、自ら技術開発する会社であること ②大企業及び上場企業でないこと ③大企業及び上場企業の子会社、関係会社でないこと	①独創的な国産の技術であり、本技術開発に関わる基本技術の知的財産権が特許の出願もしくは特許権の取得より主張されていること	上限 2,400 万 4/5 以下

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.sgkz.or.jp/project/newtech/>



問合せ 公益財団法人 市村清新技術財団

☎03-3775-2021（9:00～17:00）※財団休業日を除く

## 【独行】65 歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、65 歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有機契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の促進を図ることを目的としています。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

コース名	対象	助成金
65 歳超継続雇用促進コース	65 歳以上への定年の引き上げや、定年の定め の廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制 度の導入等の措置を講じること。	15 万円～160 万円 ※被保険者数や引上げ年 齢等により異なる
高齢者評価制度等 雇用管理改善コース	高齢者の職業能力を評価する賃金・人事評 価制度の導入又は改善措置等を講じること。	50 万円上限
高齢者無期雇用 転換コース	50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働 者を無期雇用へ転換する措置等講じること。	中小企業 48 万円 中小以外 38 万円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>



問合せ 奈良県職業能力開発促進センター内 高齢・障害者業務課

☎0744-22-5232

## 【県】宿泊施設立地促進事業補助金

滞在型観光をより一層促進するため、奈良県内にホテル・旅館を新築される事業者を対象として、宿泊施設の立地を支援することを目的としています。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

補助対象者	補助率	補助上限
宿泊施設（建物）の所有者	用地に係る経費を除く投資額の5%	①上限2億円 （※客室数100室以上、かつ平均客室面積20㎡以上の場合） ②上限1億円 （※上記①以外の場合）

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/59156.htm>



問合せ 奈良県 産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課  
☎0742-27-8872 ※土日祝日及び12/29～1/3を除く

## 【県】奈良県起業家支援事業費補助金

奈良県内で地域課題解決に資する社会的事業、県内経済好循環の促進、観光の促進などの起業を行う、県内に居住している、または居住予定がある中小企業者に対して、人件費、店舗等賃料、設備費、広報費などを最大200万円（補助率2分の1以内）補助する制度です。また、東京23区からの移住者には、更に最大100万円の支援があります。

起業支援金 奈良県内での起業で 最高200万円	+	移住支援金 東京23区からの移住で 最高100万円	+	充実の伴走支援 起業に必要なノウハウ・ ネットワーク等を提供
-------------------------------	---	---------------------------------	---	--------------------------------------

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.nara-kigyo.com>



問合せ 奈良県商工会連合会 経営支援課  
☎0742-22-4412（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く



## 【県】中小企業地域資源活用等促進事業助成金

県内において、奈良県の地域資源活用等による新事業展開（新商品・新サービスの開発等）や海外販路開拓等を行う創業者や小規模事業者・中小企業者に対して、新製品や新役務の試作・実験や販路開拓を行うために必要な経費の一部が補助される制度です。助成金の主な概要は以下のとおりです。

助成対象経費	助成率	助成金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家謝金</li> <li>・旅費</li> <li>・事業費（運搬費、調査費、広報費等）</li> <li>・試作・実験費（機械装置等費、産業財産権等取得費等）</li> <li>・その他の経費</li> </ul>	1/2 以内	200 万円以内

詳細につきましては、（公財）奈良県地域産業振興センターのホームページをご確認ください。

<https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/creationbiz/creationbiz024.html>



**問合せ** 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課  
☎0742-36-8311（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 【市】スタートアップ補助金

橿原市内における新たな事業の創出により産業の振興、地域経済の活性化等を目的に、市内の空き店舗等を活用して起業等する場合に、改修費用等の一部が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりです。

要件	支援内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内の空き店舗で起業又は事業拡大を予定し、当該店舗で開業後 3 年以上営業する</li> <li>②週 4 日以上かつ 1 日 5 時間以上営業する</li> <li>③「かしはら創業塾（橿原商工会議所）」又は「夢をかなえる土曜塾（奈良県よろず支援拠点）」を受講している</li> <li>④市町村税の滞納がない</li> </ul>	<p>橿原市内の空き店舗で、起業又は新分野への事業拡大により補助対象事業を開始する場合に、改修費用などの経費の一部を補助します</p> <p>【補助率】1/2 【補助上限】50 万円 【対象経費】改修工事費、広告宣伝費、備品購入費</p>

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/13451.html>



**問合せ** 橿原市役所 地域振興課  
☎0744-21-1117（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 【市】企業立地奨励金

橿原市の産業振興と雇用促進を図ることを目的に、市内にて製造業、宿泊施設の新設、増設、移転をされる事業者を対象として、奨励金が交付されます。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

要件	支援内容
①指定地域内に対象事業所等設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤宿泊施設の設置の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること	<b>【事業所等設置奨励金】</b> 操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税相当分（家屋・償却資産分100/100）を賦課された翌年度から3年間 <b>【雇用促進奨励金】</b> 創業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1017/gyomu/1/386.html>



**問合せ** 橿原市役所 企業立地推進室  
 ☎0744-47-3545（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## B 税制支援

## 【国】法人設立時の登録免許税軽減

特定創業支援等事業による支援（※）を受け、創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、設立登記時に法務局に支払う登録免許税の軽減を受けられます。

会社区分	通常時の登録免許税額	軽減時の登録免許税額
株式会社	15万円～	7.5万円～
合同会社	6万円～	3万円～
合名会社・合資会社	6万円	3万円

※特定創業支援等事業とは、国の認定を受けた橿原市創業支援事業計画に基づき実施される、次の事業のことをいいます。

- ・橿原商工会議所が実施する『創業塾』
- ・奈良県よろず支援拠点が実施する『夢をかなえる土曜塾』

詳しくは本ガイドブックの[E セミナー・講義・研修]をご覧ください。

軽減を受けるには、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」を、橿原市役所地域振興課で受ける必要があります。証明書の申請については次のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/3342.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎0744-21-1117（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 【国】法人税における中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

一般に減価償却資産を取得すると耐用年数に応じて複数年にわたって経費計上しますが、本特例は取得価格が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度として全額損金に算入できる制度です。

**対象者** （法人）青色申告書を提出する中小企業者（資本金等の額が1億円以下の法人）等で、  
常時使用する従業員の数が500人以下の者  
（個人）常時使用する従業員の数が1,000人以下の者

**対象資産** 取得価格が30万円未満の減価償却資産

**手続き** 確定申告時に専用の明細書を添付します。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm>

問合せ 申告書提出先の税務署にお問合せください。



## 【国】法人税における試験研究費の税額控除制度（特別・一般・中小企業技術基盤強化税制）

青色申告法人が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に一定割合を乗じた金額を控除できる制度です。なお控除金額には上限がありますが、利用する税制の区分により異なります。

### 対象経費 【例】一般試験研究費の額に係る税額控除制度

- (1) 製品の製造等に係る試験研究費 … 製品製造や改良等に係る試験研究費
- (2) サービス開発に係る試験研究費 … 対価を得て新たな役務の開発に係る試験研究費

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（中小企業庁ホームページ） <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>



問合せ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

☎03-3501-1778（10:00～18:45）※土日祝日、年末年始除く



## 【国】事業承継税制

本制度は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定（※）を受けた事業者から株式や事業用資産等を贈与又は相続等により取得した場合において、取得資産に係る贈与税・相続税について一定の要件の下その納税を猶予し、さらに贈与者（先代経営者）の死亡等があった場合には、猶予中の贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

個人版と法人版の違い	個人事業主からの事業承継	法人からの事業承継
先代事業者の主な要件	青色申告に係る事業を行っていた事業者で、円滑化法の認定を受けていること（不動産貸付業等を除く）	円滑化法の認定を受けた非上場会社であること
対象となる資産	①宅地等 ②建物 ③減価償却資産	株式又は出資

個人版・法人版ともに、制度適用を継続するためには、受贈又は相続した資産をその後も継続して保有するなどの条件があります。詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>

また、本制度適用の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県が窓口となります。

（国税庁ホームページ…円滑化法の認定等に関する窓口一覧）

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/pdf/0020006-132\\_08.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/pdf/0020006-132_08.pdf)



問合せ 贈与税等の申告書提出先の税務署にお問合せください。

## 【国】青色申告の中小企業者向け賃上げ促進税制

本制度は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税又は所得税から税額控除できる制度です。

要件区分	適用条件	税額控除
通常要件	給与等支給額が前年度比+1.5%	給与等支給額の増加額の15%を税額控除
上乗せ要件①	給与等支給額が前年度比+2.5%	税額控除率を15%上乗せ
上乗せ要件②	教育訓練費の額が前年度比+10%	税額控除率を10%上乗せ

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(中小企業庁ホームページ) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



問合せ 中小企業税制サポートセンター

☎03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

## 【県】宿泊施設充実のための優遇税制(不動産取得税と事業税の不均一課税)

本制度は、条例に基づき事業税と不動産取得税の不均一課税の実施することにより、宿泊施設の充実を図る制度です。

県税種別	対象者	適用要件 ※全ての要件を満たす必要あり
不動産取得税	H18.4.1~R8.3.31の間に旅館業の用に供する宿泊施設を新築又は増設した法人又は個人	(1) 設置宿泊施設の客室数が30室以上又は収容人員が100人以上であること(移転・改築の場合は増加していること)。 (2) 3年間、用途変更しないこと。
事業税		(1) 設置宿泊施設の客室数が30室以上又は収容人員が100人以上であること(移転・改築の場合は増加していること)。 (2) 県内在住の従業者を新たに5人以上雇用し、県内の事業所等における総従業者数が5人以上増加すること。 (3) 用途変更しないこと。 など

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県ホームページ) <https://www.pref.nara.jp/52332.htm>



また、不均一課税の申請前に県との事前協議が必要ですので、下記へお問い合わせください。

問合せ 奈良県 産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課

☎0742-27-8872 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

## 【県】地域未来投資促進法に基づく優遇税制（法人税等の課税特例と不動産取得税の課税免除）

本制度は、地域未来投資促進法に基づき県が作成した「奈良県未来投資促進基本計画」に即して、地域経済牽引事業計画を作成し知事の承認を得た場合に、税制優遇や金融支援等の各種優遇を受けられる制度です。

<税制優遇について>

対象者	知事の承認を受け、「地域経済牽引事業計画」に基づき設備投資を行う事業者	
適用要件	(1) 国による先進性の確認を受けた事業であること。 (2) 計画開始 5 年後の売上高伸び率が、市場規模伸び率 + 5%以上を見込まれること。 (3) 2,000 万円以上の減価償却資産を取得予定であること。 (4) 上記(3)の取得予定額が、前年度の減価償却費の 10 分の 1 以上であること。	
税制優遇	【法人税又は所得税】 機械装置等 … 最大 50%特別償却 最大 4%税額控除 建物等 … 20%特別償却、2%税額控除	【不動産取得税】 課税免除 ※土地・建物等の取得価格の合計額 について要件あり

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県ホームページ) <https://www.pref.nara.jp/52380.htm>



問合せ 奈良県 企業立地推進課 ☎0742-27-8813 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く  
産業政策課 ☎0742-27-7005 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く  
産業振興総合センター ☎0742-33-0817 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

## 【市】先端設備等導入計画

本制度は、「橿原市導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」が橿原市から認定を受けると、固定資産税などについて優遇を受けられる制度です。

<税制優遇について>

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 ※認定には計画期間内に労働生産性が 3%以上向上することなどの要件があります
対象設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に記載された機械装置等の設備
税制優遇	・賃上げ表明なし …………… 3 年間、課税標準が 1/2 ・賃上げ表明あり、かつ R6 年 3 月末までに設備取得 …… 5 年間、課税標準が 1/3 ・賃上げ表明あり、かつ R7 年 3 月末までに設備取得 …… 4 年間、課税標準が 1/3

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/3198.html>



問合せ 橿原市役所地域振興課 ☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## C 融資（資金繰り）



## 【国】公庫創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業の各融資制度について、新たに事業を始める方、又は事業開始後税務申告を2期終えていない方が利用する場合、所定の利率から一定率を引き下げる制度です。

融資限度額 返済期間	各融資制度に定める条件に従います。
利率	各融資制度に定める利率から△0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は各融資制度に定める利率から△0.9%

一部利用できない融資制度があります。また、融資には審査があります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（日本政策金融公庫ホームページ）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/sogyo\\_tokurei\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/sogyo_tokurei_m.html)



問合せ

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎0570-069-483 ナビダイヤル（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

## 【県】創業支援資金

奈良県では、県内中小企業の向上発展を図り振興に繋げることを目的に、創業資金の支援を行っています。

融資制度	融資 限度額	資金使途	返済 期間	貸付 利率	保証 料率
創業支援資金保証	3,500万円	運・設・運設	7年	1.575%	0.8%
創業離職者等起業促進支援保証 創業認定特定支援保証	3,500万円	運・設・運設	7年	1.575%	0%
創業支援資金認定枠 創業支援資金奈良の木枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業支援資金南部東部枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
女性・若者・シニア・UIJ ターン創業支援資金	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業支援資金飲食店認定枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業支援資金宿泊施設認定枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

各制度のご利用の条件など詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ）

<https://www.pref.nara.jp/27444.htm>



問合せ

奈良県 産業・観光・雇用振興部 地域産業課 金融支援係

☎0742-27-8807（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 【市】創業支援融資

橿原市では、中小企業の振興発展を図ることを目的に、新たに中小企業者として創業しようとする方向けの融資制度を用意しています。

資格要件	融資 限度額	資金使途	返済 期間	貸付 利率	保証 料率
次の全てを満たすこと ①【個人】市内に住所を有し、事業の具体的 計画を有している 【法人】市内において事業を行う具体的 計画を有している ② 市税を完納していること ③ 創業前であること	1,000 万円	運転 設備 運転・設備	7 年	1.0%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

また、市内の方を1年以上正規雇用された場合には1.0%の利子補給制度がありますので、利息負担が実質的に無しになります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/2566.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

## 【市】特別小口、緊急融資

橿原市では、中小企業の振興発展を図ることを目的に、経営の安定や設備の近代化等を促進するための事業資金を必要とする方向けの融資制度を用意しています。

制度	資格要件	融資 限度額	資金使途	返済 期間	貸付 利率	保証 料率
特別小口 融資	次の全てを満たすこと ①【個人】市内に住所を有する 【法人】市内に事業所を有する	1,000 万円	運転 設備	5 年	1.26%	0%
緊急 融資	② 市税を完納していること ③ この制度にかかる債務がない	200 万円	運転・設備	3 年	0.9%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2567.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

## 【市】特定創業支援等事業

橿原市では、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定し国の認定を受けていますので、下記の特定創業支援等事業を受けることで創業時の資金繰りにおける支援制度を活用できます。

特定創業支援等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橿原商工会議所が実施する「かしはら創業塾」</li> <li>・奈良県よろず支援拠点が実施する「夢をかなえる土曜塾」</li> </ul>
活用可能な資金繰りの支援制度	<p>①創業関連保証の特例 …無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用できます。</p> <p>②日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足 …この制度利用には自己資金要件がありますが、これが充足したものととして利用できます。</p> <p>③日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引下げ …当該資金を利用する際、貸付利率の引下げの対象となります。</p>

※融資の利用には、別途審査があります。

※特定創業支援等事業を受けることで活用できる支援制度には、登録免許税の軽減制度など、資金繰り支援以外の支援もあります。

支援制度を活用するためには、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」を、橿原市役所地域振興課で受ける必要があります。証明書の申請や詳細については次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/3342.html>

問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

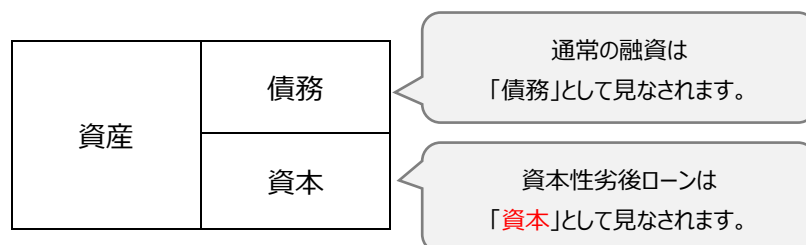
☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



## 資本性劣後ローン

資本性劣後ローンとは、資本的な性格を持った劣後ローンのことで、借入をしても自己資本と見なされることが特徴です。通常、融資を受けると債務が膨らみ、自己資本比率などの経営指標が悪化しますが、資本性劣後ローンの場合は借入金は自己資本と見なされるため、自己資本比率は悪化せずむしろ良くなります。

金融機関にとってはリスクの高い債権となるため利率は通常の融資よりも高くなっていますが、新事業展開や事業再生に向けての財務体質強化、金融機関などからの資金調達の円滑化を希望する場合に適した融資の形の一つです。



ご利用に関しては、民間金融機関や日本政策金融公庫にお問合せください。

※融資の利用には、別途審査があります。

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## 事業承継保証制度・事業承継支援資金

奈良県信用保証協会や日本政策金融公庫では、事業承継を円滑に進めるための保証制度や資金制度が用意されています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県信用保証協会ホームページ) <https://www.nara-cgc.or.jp/guarantee/succession/>



(日本政策金融公庫ホームページ) <https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/index.html>



また、事業承継マッチング支援につきましては、こちらをご参照ください。

[奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援）](#) エラー! ブックマークが定義されていません。

**問合せ** 奈良県信用保証協会 平日相談窓口 事業承継サポートデスク

☎0742-33-0559 (9:00~16:30) ※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎0570-069-483 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

## 各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資

奈良県信用保証協会や日本政策金融公庫、民間金融機関では、事業者の資金調達を支援するための保証制度や資金制度、融資メニューを取り扱っています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県信用保証協会ホームページ) <https://www.nara-cgc.or.jp>

(日本政策金融公庫ホームページ) <https://www.jfc.go.jp>



資金繰りに関してのご相談については、最寄りの金融機関の事業性融資担当窓口か、下記へお問合せください。

**問合せ** 奈良県信用保証協会 平日相談窓口

☎0742-33-0552 (9:00~16:30) ※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎0570-069-483 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## D 相談・アドバイス

## JETRO

JETRO（ジェトロ）とは、日本貿易振興機構法に基づいて設立された、独立行政法人日本貿易振興機構という組織のことを指します。JETROの主な取組みには、日本の農林水産物・食品の輸出支援や、中堅・中小企業の海外展開支援などがあり、海外への販路拡大などを旨とする事業者の支援を行っています。

### 支援事例

#### ■ 農林水産物・食品の輸出支援

- … ・輸出相談窓口でのワンストップ情報提供
- ・海外企業との商流構築機会
- ・輸出に向けた個別支援
- ・海外における日本産品のブランド構築推進

#### ■ 企業の海外展開支援

- … ・情報提供による海外展開支援
- ・個別企業のハンズオン支援
- ・越境 EC 活用などの海外販路開拓支援
- ・グローバル人材の活躍、育成支援

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（JETRO ホームページ） <https://www.jetro.go.jp>



### 問合せ

ジェトロ奈良

☎ 0742-23-7550（9:00～12:00、13:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

## 橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点

### < 橿原商工会議所について >

橿原商工会議所では、中小企業相談所を開設し、経営に関する様々な相談に応じています。経営指導員等が在籍していて、窓口での相談や、担当者による訪問型の対応もされています。

**相談内容** 経営相談、融資相談、税務相談、労務相談、補助金・助成金に関する相談 など

### < 奈良県よろず支援拠点について >

奈良県よろず支援拠点では、経営に関するどんな相談でも受付けています。相談には在籍している専門性の高いプロのコーディネーターが応じるほか、専門家派遣制度の利用などにより課題に特化した専門家からの提案も可能です。

**相談内容** 売上拡大、創業、事業承継、宣伝広告、支援策、資金繰り など

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（橿原商工会議所ホームページ） <https://kashihara-cci.or.jp>



（奈良県よろず支援拠点ホームページ） <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/>



### 問合せ

橿原商工会議所 中小企業相談所

☎ 0744-28-4400（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

奈良県よろず支援拠点 柏木本部

☎ 0742-81-3840（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策



## 奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援）

### <奈良県事業承継引継ぎ支援センターについて>

奈良県事業承継引継ぎ支援センターは、国が設置する公的相談窓口です。親族内への承継や第三者への引継ぎなど、事業承継に関するあらゆる相談に無料で対応しています。

また後継者が不在の場合などは、承継を希望する方や創業を目指す方とのマッチング支援も行っています。

### <日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援について>

日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援は、後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や新分野進出等を目的に「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、無料のマッチングサービスです。

事業承継に関する詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県事業承継・引継ぎ支援センターホームページ）

<https://www.nara-cci.or.jp/hikitsugi/>



（日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援ホームページ）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/>



**問合せ** 奈良県信用保証協会 平日相談窓口 事業承継サポートデスク

☎ 0742-33-0559（9:00～16:30）※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎ 0570-069-483 ナビダイヤル（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

## 【国】中小企業庁による事業承継ガイドライン

中小企業庁では、円滑な事業承継の推進のため、『事業承継ガイドライン』と『事業承継に関する主な支援策（一覧）』を作成しています。

直近では令和4年3月に改訂し、掲載データの更新はもちろん、近年増加傾向にある従業員承継や第三者承継（M&A）についての説明も充実させています。

事業承継についてご検討の場合は、是非一度ご一読ください。

（中小企業庁ホームページ 事業承継ガイドライン）

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei\\_guideline.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_guideline.pdf)

（中小企業庁ホームページ 事業承継に関する主な支援策一覧）

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei\\_shien.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_shien.pdf)



**問合せ** 中小企業庁 事業環境部 財務課

☎ 03-3501-5803（9:30～12:00、13:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く



A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## E セミナー・講義・研修

## かしはら創業塾

かしはら創業塾は、産業競争力強化法に基づき国が認定した「橿原市創業支援等事業計画」に沿って、橿原商工会議所が実施する『創業のための基礎講座』です。

講座は対面形式で行われ、経営の基礎知識がなくても終了時には経営者への第一歩が踏み出せる講座です。

- 対象**
- ・橿原市内でこれから創業予定の方
  - ・これから創業したい方、もしくは創業後で経営の基礎を学び直したい方
  - ・事業承継（予定）者

また受講修了された方で、産業競争力強化法等の規定に該当する場合は、特定創業支援等事業を受けたものとして橿原市にて証明書を取得できます。

- 証明のメリット**
- ・会社設立時の登録免許税の軽減
  - ・創業関連保証の特例
  - ・日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足
  - ・日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引下げ
  - ・小規模事業者持続化補助金の創業枠での申請が可能

その他、受講修了することで橿原市起業等スタートアップ補助金の申請要件の一部に該当するなどのメリットもあります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（橿原商工会議所ホームページ） <https://kashihara-cci.or.jp/consultation/school/>



- 問合せ** 橿原商工会議所 中小企業相談所
- ☎0744-28-4400（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 夢をかなえる土曜塾

夢をかなえる土曜塾は、産業競争力強化法に基づき国が認定した「橿原市創業支援等事業計画」に沿って、奈良県よろず支援拠点が実施する無料の創業初心者セミナーです。

セミナーはeラーニング方式で行われ、受講者の都合のよい時間での受講が可能です。

- 対象**
- ・奈良県在住、または奈良県内での創業を考えている方

また受講修了された方で、産業競争力強化法等の規定に該当する場合は、特定創業支援等事業を受けたものとして橿原市にて証明書を取得できます。

証明書の詳細につきましては、上記の『かしはら創業塾』と同様になりますので、そちらをご参照ください。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県よろず支援拠点ホームページ） <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/>



- 問合せ** 奈良県よろず支援拠点 柏木本部
- ☎0742-81-3840（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 各種セミナー

橿原商工会議所をはじめとした様々な機関や団体等による、事業者向けのセミナーが開催されています。テーマや開催の形式、規模の大小など様々ありますが、橿原市では各機関等から届くこれらのセミナー案内を集約し、ホームページにて随時案内しています。

自社の課題解決などのためにセミナー受講をお考えの場合は、次のホームページを定期的にご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/14743.html>



### 問合せ

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策

## F その他支援策

## 【国】ここからアプリ

こちらは個別のアプリケーションの名称ではなく、生産性向上のための使いやすく導入しやすい業務用アプリを紹介する情報サイトで、中小機構（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）が運営するものです。

アプリの導入事例はもちろん、アプリの種類別に解説動画なども掲載されているほか、目的や業種ごとのアプリ検索もできるサイトです。

DX（デジタルトランスフォーメーション）や生産性向上をお考えの場合は、次のホームページをご確認ください。

（ここからアプリホームページ） <https://ittools.smrj.go.jp>



## 【県】県有資産の低額貸与（県施設を事務所利用）

奈良県では、資金調達が困難な起業・創業期の事業者等に対し、通常よりも低い料金で未利用の県有資産の貸付を行い支援しています。

### 対象

- ・新たに事業を営もうとしている方
- ・創業後 5 年以内の方
- ・既に事業を営んでいる方で、新たな分野の事業に進出しようとしている方

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.jp/63243.htm>



### 問合せ

奈良県 総務部 ファシリティマネジメント室 財産係

☎0742-27-8004（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

## 【県】まほろばチャレンジリーグ募集

奈良県では、県内事業者に首都圏での販路拡大を目指す新商品等の販売機会を提供するとともに、消費者ニーズに基づく事業者間の競争を通じて商品のブラッシュアップを図るなど売れる商品づくりを促進するため、奈良県ブランドショップの「奈良まほろば館」（東京都港区）において、テストマーケティング『まほろばチャレンジリーグ』に出品する事業者を募集しています。

首都圏での販路拡大を計画している、商品ブラッシュアップの参考に専門家のアドバイスやお客様の声がほしい場合に適した制度です。

応募スケジュール等の詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.jp/61546.htm>



### 問合せ

奈良県 産業・観光・雇用振興部 観光局 奈良まほろば館 情報発信課

☎03-5568-7081（10:15～19:00）※年末年始除く

## 【市】ふるさと納税返礼品登録

橿原市では、ふるさと納税の推進のため、橿原市の特色を活かした魅力溢れる商品やサービスを返礼品として提供いただける事業者を募集しています。

- 返礼品の要件**
- ・橿原市の返礼品として公序良俗に反しないもの
  - ・橿原市内で生産等しているか、橿原市に縁のあるもの
  - ・品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの など

- 事業者のメリット**
- ・EC サイト掲載料や手数料等の費用負担なく、インターネット上で商品 PR ができます
  - ・送料の負担はありません
  - ・全国の方に見てもらえるので、販路拡大に繋がります

その他の要件や詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/1/3200.html>

**問合せ** 橿原市役所 魅力創造部 地域振興課  
☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



## 知的財産権保護(商標登録)

知的財産権には様々なものが含まれます。特許権や商標権などは有名ですが、著作権や実用新案権、意匠権など多岐にわたり、それぞれ法律や保護の対象などが異なります。

事業者にとって知的財産は競争力の確保のために欠かせない要素ですので、競合他社に無許可でまねをされることを防ぐためにも、知的財産の保護は重要です。

またその逆で、開始しようとするサービス等が他社の知的財産権を侵害することにならないかなども注意する必要があります。

奈良県内では、一般社団法人奈良県発明協会が知的財産に関する支援を行っています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(INPIT 知財総合支援窓口奈良県ポータルホームページ)  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/nara/>



**問合せ** 一般社団法人 奈良県発明協会  
☎0742-35-6020 又は 0742-34-6115 (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

## 各種商談会や即売会などの販路拡大イベント

橿原商工会議所をはじめとした様々な機関や団体等による、商談会や即売会などの販路拡大イベントが開催されています。

開催の形式や規模の大小など様々ありますが、橿原市では各機関等から届くこれらのイベント案内を集約し、ホームページにて随時案内しています。

自社の商品やサービスなどの販路拡大をお考えの場合は、次のホームページを定期的にご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/14743.html>

**問合せ** 橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



A  
補助金・助成金

B  
税制支援

C  
融資（資金繰り）

D  
相談・アドバイス

E  
セミナー・講義・研修

F  
その他支援策